「京都府行政文書」の史料学的検討

一構成と伝来の他事例との比較から 一

安 江 範 泰

-【要 旨】—

本論文は、国重要文化財「京都府行政文書」を検討素材として、地方自治体が残す歴史的行政文書の史料学的な分析方法を提起する。

まず、京都府行政文書を個別文書別・時代別・事務別に分節化し、観点ごとにその構成を把握した。次いで、各府県が保有する同様の文書群との比較を通じて、明治期文書や農林・商工関係文書の構成比が小さい、残存する郡役所文書が少ない、昭和戦前期の文書の残存状況が良好、といった特徴が照射された。その上で、明治から太平洋戦争敗戦に至る京都府における行政活動や行政文書の蓄積・廃棄の歴史的経験を参照すると、以上にみた、京都府行政文書の構成上の諸特徴が形成される経緯を特定することがある程度まで可能であることが判明した。また各府県の事例の比較から、文書管理上の経験の共通性と差異、そしてそれが各府県の行政文書の現状にどのような影響を与えたのかも示唆された。

こうした検討事例を踏まえ、文書の内容構成の分析結果、文書の伝来に関する歴史的情報、文書間の比較から判明する情報を有機的かつ効果的に組み合わせるという方法をとることが、当該歴史的行政文書に対する史料学的理解を深め、従来の見解を乗り越える上で必要であることを問題提起する。

【目 次】

- 1. はじめに
- 2. 構成一個別文書群別、時代別、事務別
- 3. 構成上の特徴―比較から探る
- 4. 特徴的構成の背景―伝来から探る
 - (1) 府行政の性格、各文書群の伝来から
 - (2) 文書整理・廃棄が与えた影響
 - (3) 伝来その後
- 5. おわりに一提示しうる史料学的方法論

1. はじめに

地方自治体が作成した歴史的文書の保存管理や研究分析の方法論の考究は、史料学にとっての重要な一分野であり、行政の情報公開への関心の高まり、過疎化と人口流出による自治体の衰退、自然災害の激甚化、近現代史研究の研究対象の広がりなどの中でその重要性を増している。そうした状況に置かれた史料学に対し、本論文を若干ではあるが貢献しうるものとしたい。歴史的な地方行政文書の史料学的方法論を提示するため、本論文ではまずもって、国重要文化財の「京都府行政文書」を事例としてとり挙げ、その考察を行う。

以下では、次の課題に沿って議論を進めたい。その課題とは、既出の報告書や論考での知見を利用しつつ、京都府行政文書に対する史料学的理解を再構成し、かつその方法論を提示することである。史料学の探究課題としては、記録作成の①時期・契機・目的・対象(伝来と機能論)、②手段(形態論)、記録の③ライフサイクル、④様式(様式論)、⑤内的秩序・構造、⑥(史料批判)、⑦非記録情報の記録化、が挙げられている¹¹。本論文では、字数も限られるので、このうち主に①・③・⑤の点から導き出される京都府行政文書の諸情報と、他の文書との比較から判明する情報とを効果的に組み合わせることで、同文書の特徴を検討したい。なお、表題には史料学とあるが、伝来を扱う後半部は史料管理学的な論述となることを断わっておく。

2. 構成一個別文書群別、時代別、事務別

2002(平成14)年6月、「京都府行政文書」が重要文化財に指定された。地方自治体が作成・所有してきた行政文書としては初めての重文指定であった。指定を受けたのは、1868(慶応4)年から(地方自治法施行前の)1946(昭和21)年度までに作成された総数1万5407点の文書簿冊である²⁾。手始めに、この文書の内容構成を個別文書群、時代別、事務別に順にみていく。

まず確認するのは、京都府行政文書は次の文書群から構成されることである。すなわち、a. 府庁文書 (1万2641点)、b. 京都府庁史料 (2110点)、c. 郡役所文書 (249点)、d. 豊岡県第十四・十五大区区務所文書 (18点)、e. 宮津藩政記録 (389点) からなる。a は府立庁前の文書と知事部局の各課が作成した永年保存文書の群、b は明治期から昭和戦前期に作成された永年保存指定外文書の群、c はかつて府内の郡役所で作成または受理された文書群、d は丹後地方が豊岡県管下に入った大区小区期 (1873~76〈明治6~9〉年)の文書群、e は旧宮津県が県政の参考資料として収集した、宝暦年間から明治初年に作成された文書の群である3。

¹⁾ 大藤修「史料と記録史料学」全国歴史資料保存利用機関連絡協議会編『記録と史料』 1、1990年。 本文中のカッコ内は、従来の古文書学における範疇を示す(中野目徹『近代史料学の射程』弘文堂、 2000年、9頁)。

²⁾後藤真「京都政府行政資料のデジタル・アーカイブ化とその課題」『都市文化研究』8、2006年、3頁。重文指定の理由の1つは「明治からの文書が、切れ目なく、体系的・継続的に保存され、量的にまとまってい」て、地域史・近代史研究に資することである。また、府総合資料館が所蔵していた府作成の公文書は約6万7000冊(ただし2008年時点)であり、重文指定を受けたのはその一部である(渡辺佳子「京都府行政文書の構成と保存管理の変遷」京都府立総合資料館歴史資料課編『京都府行政文書を中心とした近代行政文書についての史料学的研究』(2005~07年科学研究補助費基盤研究(B) 17320101 = 代表小林啓治 = 研究成果報告書) 2008年、32頁)。

³⁾ 以上、後藤前掲論文、3頁、渡辺前掲論文、36頁。なおb(京都府庁史料)は、内務省の指示で

京都府行政文書は、伝来やかつての保存年限において異なる複数の文書群から構成されている のである。

次に、aの府庁文書に限って構成を時代別にみた場合、明治期以前は3186点で全体の25%、大正期は2331点で19%、昭和期(~21年度)は7124点で56%である⁴⁾。年数にすれば戦前の半数近くを占める明治期の文書としては構成比が小さい原因については後段で考察する。

最後に、表(論文末尾)で府庁文書の構成を事務別にみた場合、土木関係の文書は、全体の中でも最も多く、3分の1強を占める。時代を追うごとに増え、特に昭和期に多いのは、丹後大震災(昭和2年)や室戸台風(昭和9年)の後の復旧工事の影響が大きいとされる。全体を通じて少ないのは農林・商工関係の簿冊であり、全体の中では1割に満たない⁵⁾。そのなかでもとくに明治期の簿冊の残存率が低いのは、京都府が産業の近代化に全国に先駆けて取り組んだことに照らして不自然である。

3. 構成上の特徴―比較から探る

京都府行政文書の分析課題として「比較の対象を広げつつ詰めた分析を行うことが必要」⁶⁾ と指摘されている。そこでまず、府庁文書の時代別構成の特徴を他府県との比較から探る。

図(論文末尾)は、各府県で残存する明治期から敗戦直後までの行政文書を、時代別構成(点数)で比較したものである。これによると、京都府行政文書では、他と比較すると明治期の文書が少ない。理由として、明治期の文書が圧倒的多数を占める永年保存指定外の文書群(前記b)を含めていないこともあるが、文書廃棄の影響も大きい(後述)。一方、昭和期(~21年度)文書の残存は7124点と、永年保存文書だけでも東京府ほか他府県の昭和戦前期文書の数を凌ぎ、特筆できる(全体の簿冊数では東京府は京都府の1.6倍強である)。1940~46(昭和15~21)年に限っても2593点残る7。

次に、個別文書群による構成を他の府県と比較し、共通点や相違点を指摘してみよう⁸⁾。郡 役所文書が含まれるのは各府県でおおよそ共通するが、その現存数は、奈良県行政文書では良 好で2374点、山口県行政文書では952点、長野県行政文書では511点、東京府市文書では139点

編纂された「京都府史」「京都府地誌」、府が独自に編纂した「京都府寺史稿」、行政執行上で必要とされた社寺の「明細帳」、それに特定の事件について取りまとめたものなどからなる(渡辺前掲論文、37頁)。

- 4) 飯塚一幸「京都府庁文書の来歴をめぐって」前掲科研報告書、14頁。
- 5)以上、渡辺前掲論文、38頁·41頁。
- 6) 飯塚前掲論文、30頁。
- 7) 小林啓治「はじめに」前掲科研報告書。これも永年保存文書の数。
- 8)以下、各府県の文書については、渡辺前掲論文(34頁)、山崎一郎「重要文化財『山口県行政文書』の概要とその形成過程」前掲科研報告書、畑中佳子「東京府及び東京市関連行政文書の都指定有形文化財の指定」、児玉卓文「長野県行政文書の県宝指定」、大宮守友「奈良県行政文書の県指定文化財」(いずれも国立公文書館編『アーカイブズ』36、2009年所収)を参照。山口県行政文書は2005年に京都府行政文書に続き自治体行政文書としては2例目の国重要文化財に指定され、長野県行政文書は2008年、奈良県行政文書は09年に県指定有形文化財に、東京府・東京市行政文書は04年に都の指定文化財に、14年には国の重要文化財に指定されている。なお重文指定時には、都指定時の3万3042点に、敗戦後に分類から外れた765点が加えられている。(『東京都公文書館だより』25、2014年、https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/01soumu/archives/0606dayori25.pdf、2頁)。

(荏原郡分を除く)であり、京都府行政文書における249点は全国では少ない部類に入るようである。東京の場合は、府市を統合して都をおいたという特殊な経緯から、「府市文書」として、東京市の文書、それに市域の拡張に由来して区役所および町村役場の文書を含む点で京都とは異なる。京都でそれらに相当する文書が失われたというのではなく、管理や一括の方法が異なるというだけだが、京都府行政文書が京都市や各区・町村が作成受理してきた文書とは切り離されて管理されているという事実は照射された。なお、長野県行政文書は、諏訪藩や松代藩など旧藩の文書を含んでいるが、京都所司代など旧幕府機関の文書は府行政文書とは区別された古文書として現在運用されている90。

事務別構成の特徴はどうか。山口県行政文書のうち県庁戦前A・B両文書において農林水産・商工関係の文書は30%を占める一方、土木関係文書は2割に満たず、京都府行政文書とは対照的な構成・残存状況を示す¹⁰⁾。ここから考えるに、京都府行政文書において土木関係文書が多いことについては文書の発生面から説明できる一方、農林・商工関係文書の少なさについては同様には説明ができないのではないだろうか。

4. 特徴的構成の背景―伝来から探る

本節では、京都府行政文書(ないしそのうちの府庁文書)が前節までに確認した構成上の諸 特徴をもつに至った背景について、可能な限り検討する。

(1) 府行政の性格、各文書群の伝来から

京都府行政文書には、府庁、その下部組織、町村、民間人、他府県など、多様な作成主体による記録文書が包含されている¹¹⁾。それは府庁が、中央政府の政策の実施、管内対象の政策立案、郡市町村の監督、願伺の受理などを担い、行政の結節点としての広範な役割を果たしていた¹²⁾ からである。文書の内容は、府庁の組織として性質を色濃く反映しているのである。

ただし、京都府行政文書は、府庁文書・府庁史料のみから構成されているのではないから、その形成の背景はこれに限定できない。郡制および郡役所(府内に18箇所)の廃止に伴って1926(大正15)年に現地調査が行われ、整理・廃棄の上2万394冊の郡役所文書(前記 c)が府庁に引き継がれた¹³⁾。宮津藩政記録(前記 e)も、与謝野郡役所での保管を経て1929(昭和

⁹⁾ 名称は「旧幕府関係史料」。山口県文書館でも、旧萩藩および旧徳山藩の文書と「県庁伝来旧藩記録」などは「藩政文書」として、「行政文書」とは区別して運用されている(山口県文書館ホームページ、http://archives.pref.yamaguchi.lg.jp/index/page/id/395)。ただし京都府行政文書には、前述の旧宮津藩文書や府の前身の京都市中取締役所や京都裁判所の文書は含まれている。

¹⁰⁾ 山口県庁文書の内部構成比は、山﨑前掲論文55頁の表2-1・2-2から算出。その他、山口県庁文書には士族の秩禄処分に係る公債掛・国費掛の文書678点が含まれる(県庁戦前A文書の1割を占める。同前55頁)点でも、それがほとんど残存していない京都府行政文書—1884(明治17)年の償還をもって廃棄されたと思われる(渡辺前掲論文41頁)—とは対照的である。

¹¹⁾ 小林啓治「近代行政文書研究の諸課題」前掲科研報告書、6頁。

¹²⁾ 飯塚前掲論文、13頁を参考。

¹³⁾ 福島幸宏「郡役所の廃止と文書整理―京都府内の郡役所を例として―」前掲科研報告書、81 ~ 85頁。 飯塚前掲論文、24頁。執務上必要なものは関係する町村や府出先機関に配布された(福島論文82頁)。 京都府行政文書に含まれる郡役所文書の現在の簿冊数は当時より大幅に少なく、その理由は後述。

4) 年に府庁に移管された $^{14)}$ 。よって郡役所の廃止も、現在の京都府行政文書を形成した重要な要因といえる。

(2) 文書整理・廃棄が与えた影響

京都府行政文書の現況を基本的に規定したその他の要因としては、文書管理規程に基づく恒常継続的な文書の存廃がまず挙げられるが¹⁵⁾、加えて、明治30年代と昭和初期の大規模整理、それに太平洋戦争敗戦前後の大量廃棄が指摘されている。存廃の経緯・理由・基準¹⁶⁾ に注意しつつ、時系列にみてみる。

まず、明治期以前の永年保存文書の残存率が低い要因について、当該期の文書の保存規定が未成熟だったからと推測するのは誤りである。政府の方針により全国の府県で、明治初期から文書の保存が取り組まれていたからである。京都府は設置翌年の1869(明治 2)年や71(明治 4)年に簿冊表題や編綴方法を定め¹⁷⁾、72年に太政官が国史編纂のため府県の文書記録の散逸防止を命じたことが簿冊の目録を作成する契機となる¹⁸⁾。文書の処理方法や様式の定式化は「局中布達(廻達)」による府内職員への通達により進んだ¹⁹⁾。その後政府の全国記録保存事業を背景に、1875(明治 8)年以降府は内務省に簿冊目録を進達している²⁰⁾。府庁内部では1880(明治13)年に、各課で毎年編製した簿冊を、目録を添えて簿書掛へ引渡すよう指示する局中布達により、全庁文書の集中管理が始まり、翌年にはそれまでの個々の令達類を基礎に文書処理についての体系的な規定がつくられた²¹⁾。さらに、1886、88(明治19、21)年の内務省「文書保存規則」などを契機に、府にも類別部目制と保存年限制が導入されている²²⁾。

ところが、文書保存係員の交代や知事の更迭、記録係(1899年に知事官房に新設)への文書 保存事務の引継の遅延などが重なり、庫中の簿冊が腐食してしまう²³⁾。文書保存の規定があっ

¹⁴⁾ 後藤前揭論文、3頁。渡辺前揭論文、35~36頁。

¹⁵⁾ この点に関連して加藤聖文は、歴史研究者が重要と考える政策決定過程に関する文書などは、決定事項を重視する官庁では、そもそも「文書管理上不必要な部類に属するものが多かったと考えられ、敗戦とは無関係に廃棄されるものであった可能性が高い」として、研究上重要な文書の消失の理由を敗戦直後の文書廃棄に短絡的に求めるべきではないこと、そして恒常的な文書廃棄の存在に注意を促す(加藤「敗戦と公文書廃棄一植民地・占領期における実態―」『史料館研究紀要』33、2002年、131~132頁・註4)。ほかにも、文書の存否は複数の機関の保有文書の横断的な調査や私文書の調査(決裁文書以外は官僚個人の許に残されることが多いという)の上で判断すべき(同前132~134頁)といった示唆が与えられるが、本稿で京都府行政文書についてこれらの点を検討することは筆者の力量を超える。

¹⁶⁾ 小林前掲「近代行政文書研究の諸課題」、6頁。

^{17)「}簿書表題」(1869年1月)、「簿書標題凡例」(1871年10月)。竹林忠男「京都府庁文書に見る明治 前期公文書の史料学的考察」京都府立総合資料館編『資料館紀要』21、1993年、37頁より。

¹⁸⁾ 同前竹林論文、39頁。

¹⁹⁾ 竹林前掲論文、8頁·12頁。

²⁰⁾ 同前。報告された簿冊は1875年618冊、76年1533冊、77年2152冊と年々増加し、78年は7034冊、79年は1977冊であった(同前)。78年分は簿冊数が突出しているがそのうち5000冊は改正地券台帳であることから、簿冊は例年、年間2000冊前後作成されていたと推測できる(渡辺前掲論文、40頁)。

²¹⁾ 同前竹林論文、12頁·40頁。

²²⁾ 飯塚前掲論文、16頁。京都府では1889 (明治22) 年に文書が永年・有期・廃却に区別され、93 (明治26) 年には保存年限を永年・3年・1年と設定し、1903 (明治36) 年には3年の保存年限を廃して5年と10年の区分を新設した (渡辺前掲論文41頁、飯塚前掲論文17頁)。

^{23) 1905}年3月28日に、臨時文書整理委員長で府参事官の藤本充安が大森鍾一知事に提出した「臨時

ても、実態として保存管理が行き届かなかったのである。他の府県でも文書の増加と倉庫に関わる問題が生じ、文書の保存管理やその関連規程についての変更を迫られていた²⁴。東京府では「文庫ニ充溢シテ殆ント余地ナキニ至レリ」として1886年に「簿書編纂及保存期限例」を制定しているし、長野県でも同年、文書増加をうけ、廃棄を視野に入れて4種の保存年限を導入し、文書の「全テ編冊」の方針を改めた。こうしてみると、保存年限が各府県で同時期に導入された背景には、内務省などのはたらきかけとともに、文書と倉庫をめぐる問題を抱えていたという共通の(同時代的)事情を指摘してもよいだろう。

群馬県では「倉庫内書類物品乱雑充満シ為ニ緊要ノ書類蔵置スル余無之」として、書庫整理が行われたが、これと同様に京都府でも、1902(明治35)年、内務行政の中枢にいた大森鍾一の知事赴任と庁舎新築を機に、書庫内文書の大規模な整理が開始された(終了は1905年)。増員された記録係員と臨時委員が、現場で文書の存廃を判断し、保存分は書庫に収蔵の上で年別課係別に整理、廃棄分は伺いの上処分する方針が立てられた。整理最中の1903年、府は文書取扱の厳密化を図った(註22を参照)ものの、土蔵の取壊で文書の移転先に苦しみ、結果的に簿冊全体の約3割に当たる7063冊が廃棄された。とはいえ、この時保存された簿冊は総計1万6237冊と、現存する3186冊(明治期以前作成の永年保存文書の数)を大きく上回る数であり²⁵、その後の文書取扱もまた現況の規定要因として大きいことがわかる。

一度は府庁に保存分として引継がれた郡役所文書だが、そのほとんどは10年以内に廃棄されたとみられる²⁶⁾。東京府、埼玉県、愛知県、山口県でも同様に、府県に引き継がれた郡役所文書の多くは昭和戦前期に廃棄されている²⁷⁾。さらに、太平洋戦争末期の空襲激化に伴った、右京区大覚寺境内への文書の疎開(1945〈昭和20〉年3~4月)の際、不必要とされた京都府行政文書の廃棄および移動中の「壊滅」が生じた。また、敗戦後(9月)の本庁内書庫への復帰の際にも、書庫2棟の内木造の1棟を取り壊わしていたことより残りの1棟に収蔵しきれないもの、あるいは永年保存以外の文書のほとんど²⁸⁾が廃棄された。兵事文書を含む、厚生課12件

文書整理概況」および「臨時文書整理事務開申」による。

²⁴⁾ 児玉卓文「明治前期における長野県行政文書の管理と保存」『長野県立歴史館研究紀要』13、2007 年、77~78頁。

²⁵⁾ 以上、飯塚前掲論文、17頁·20~24頁。

²⁶⁾ 福島前掲論文、88頁。1929(昭和4)年の、文書保管庫改築に伴う2度目の大規模整理(渡辺前掲論文、 43頁) などによると思われる。

²⁷⁾ 畑中前掲論文、29頁。白井哲哉「埼玉県行政文書の重要文化財指定とその管理」前掲『アーカイブズ』 36、27頁(埼玉県では1944年の廃棄が知られる)。加藤聖文「喪われた記録―戦時下の公文書廃棄―」 『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』 1、2005年、6~7頁(愛知県の場合、1938年に「死蔵」された郡役所引継文書が文書管理と「時局ニ鑑ミ資源愛護ノ点」から廃棄対象となったあと、譲渡先の研究機関で他の有期限文書とともに大部分が廃棄されるという経緯を辿った。現存69冊)。 山﨑前掲論文、58頁(山口県では引継当初は3万点以上あったが、昭和20年代まで数度にわたり廃棄され、現在は952点となっている)。

²⁸⁾ 府庁文書昭20-15-1には、「尚永年保存以外ノ文書ニ付テハ必要欠クベカラザルモノノミヲ各主管課ニ於テ保存シ他ハ全部廃棄セリ」とある。遡れば、京都府は44年4月には決戦非常措置要綱に基づき「文書編纂保存規程」を改定し保存文書を1/3程度に整理することを検討していた(渡辺前掲論文、48頁)。なお、東京府・市文書の場合、都庁舎疎開計画の一環として、渋谷区にあった都防衛局と埼玉県騎西町に分散疎開されたが、うち渋谷区のものは南多摩郡(現八王子市)にさらに移されたものを除いて、1945年4月の空襲で焼失している(畑中前掲論文、29頁)。

と警察関係簿冊517冊については、軍の指示で²⁹⁾ 意図的に隠滅された。これら主管課保存分を除いた知事官房文書課保存分でも、失われた文書は、明治期1940冊、大正期390冊、昭和期293冊、計2623冊に及んだ³⁰⁾。敗戦前の45年6月には永年保存文書は明治期のもの4372冊、大正・昭和期のもの6360冊であったとされ³¹⁾、この時点ですでに明治期の文書は明治末の整理後の保存数から1万冊以上減っていたことがわかる。この意味で、昭和4年の大規模整理(註26)と敗戦前後の廃棄は、現在の京都府行政文書の時代別構成の規定要因として大きいと考えられる。

要因別にもみておく。宮崎県庁文書では永年保存文書の残存状況がよいが、その要因としては、庁舎に①被災がなく、②移転もなかったこと、さらに③1940年代の文書課による厳しい管理、④図書館や各部局からの文書の返却・収集が考えられる³²⁾。比較すれば、京都府庁文書の場合、ここでいう①や④の条件はあったものの、②や③の条件を欠いていたこと、それに書庫スペースの不足などで、大分の文書が失われたといえよう。先に触れた事務別の構成、および存廃の基準と関連させて述べれば、兵事・警察関係の文書に加えて、農林・商工関係の文書、そして永年保存指定外の文書が主な廃棄の対象となったこと、また表より、明治期の文書のなかでは知事官房の文書³³⁾が優先して残されたことが推測される。

ただ前述したように、昭和戦前期の文書の残存状況が屈指であることには、留意すべきである。長野県行政文書では、反対に、昭和戦前期の文書の残存率が他府県と比較して低い(図、2039冊)。これは敗戦直後の各課での焼却処分によるもので、処分は1万冊に及ぶと推測されている³⁴⁾。愛知県庁では、敗戦直後までに、権利証明文書などごく少数を残して、永年保存分類であることをも問わない徹底的な廃棄(売却)が行われた。文書量の激増や庁舎移転による保管の困難、研究機関による研究資料としての価値判断、国の「決戦非常措置要綱」(1944年2月)などで示された物資活用方針への適応(この場合古紙の再利用)、空襲激化に伴う「可燃物」

²⁹⁾ 京都聯隊区司令部や舞鶴海軍人事部長などを通じて指示された(渡辺前掲論文、47頁)。なお、敗戦時には内務省の指揮系統による機密文書の焼却命令と、軍の指揮系統による動員関係兵事文書(機密文書外含む)の焼却命令があったが、焼却指示対象文書の地域ごとの不統一や現場での存廃の判断もあって、実際には拡大解釈して本来の対象外まで焼却した場合もあれば、反対に対象に該当する文書を残した場合もあった(加藤聖文「敗戦時における公文書焼却の再検討―機密文書と兵事関係文書―」『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』15、2019年)。京都府の場合はどの範囲を対象として解釈したのかを考察する余地はある。

³⁰⁾ 以上は一部を除き、飯塚前掲論文、25~29頁による。敗戦前後の状況は、内務大臣官房文書課長宛に府知事が提出した「官庁公文書及記録復帰二関スル報告書」(1946年1月末日、府庁文書・昭22-155-3『大正十五~昭和二十二年 例規編』所収)による。移転先からの公文書などの復帰と保存所の設置についての報告を求めるGHQの指令(1946年1月3日)を受けて提出された。敗戦前後の廃棄文書数は、福島前掲論文(88頁)によれば、明治期1929点、大正期299点、昭和期293点であり(警察部を除く)、飯塚との間で差がある。また、敗戦を挟んだ6月~10月の間に廃棄された大正昭和期の永年保存文書は660冊とも算出しうる(加藤前掲「失われた記録」、26頁)。

^{31)「}昭和二十年六月十四日 文書課長 秘書課長宛 知事更迭二付事務引継演説書提出ノ件」(京都府庁 文書「昭和二十年六月 新居前知事三好知事事務引継演説書」)。

³²⁾ 飯塚前掲論文、16頁。

³³⁾ 賞与原書、退官者履歴、人民指令が含まれる (渡辺前掲論文、38頁)。

³⁴⁾ 児玉前掲「長野県行政文書の県宝指定」、37頁。45年8月20日から裾花川河原で、警察部の文書をはじめ戦時機密文書・軍関係、統計、地図など、トラック数台分の文書が焼却されたことが聴き取りなどから判明している(連載「焼却された県庁文書」『信州昭和史の空白』信濃毎日新聞社、1993年)。

整理、戦時下作成文書を不要とする戦後の判断などが重なった³⁵⁾。こうした事例と比較すれば、 敗戦前後の京都府における文書の廃棄処分は、抑制的であったといえよう。

(3) 伝来その後

ただ、京都府では戦後に文書の廃棄が継続されたとの指摘がある³⁶⁾。すなわち、45年10月時点で、永年保存文書は明治期4572冊、大正期2600冊、昭和期3100冊、永年保存以外は230冊であったのが、47年3月時点では永年保存文書は明治期2500冊、大正期2000冊、昭和期5600冊、永年保存以外1800冊となっており³⁷⁾、明治期の永年保存文書が2072冊、大正期のそれが600冊廃棄されたとみることができるのである。しかし、現在では明治期(以前)3186冊、大正期2331冊であることと対照すると、増加するのは不自然であるから、47年時点での計測の誤りや、47年以降の保存年限分類の変更などをも想定しておかなくてはならないであろう。

その後の経過も追っておこう。1963(昭和38)年、蜷川虎三知事4期目の事業として建設された京都府立総合資料館(現歴彩館の前身)が開館し、本庁書庫に保管されていた行政文書・古文書・図書・その他行政刊行物の移動が始まる。新庁舎建設に伴う書庫取壊と府開庁100周年を記念した「京都府百年史」編纂事業の開始(1965年)などがその背景にあった³⁸⁾。他府県にも自治体史編纂や庁舎建替が行政文書を公立文書館に移管する契機となった事例が多く³⁹⁾、地域史を回顧する上での行政文書とその保存、およびその保管場所の重要性を、経験的に知ることができる。なお府総合資料館にはその後毎年、完結後25年以上経過した永年保存文書が本庁から移管されており⁴⁰⁾、有期限保存文書も館内規の収集基準に基づき評価選別した上で引き

³⁵⁾ 以上、加藤前掲「喪われた記録」、4頁・6~7頁・15頁以降。

³⁶⁾ 同前、26頁。

^{37) 「}昭和二十年十月二十九日 文書課長 秘書課長殿 知事更迭二付事務引継演説書提出ノ件」(京都府 庁文書「昭和二十年十月 三好前知事木村知事事務引継演説書」)、「文書課事務概要」(京都府庁文 書「昭和二十二年三月 木村前知事山本知事事務引継演説書」)より。明治期の文書が6月から10月にかけて増加しているのは調査漏れか誤記のためか(加藤前掲「喪われた記憶」、註47)。

³⁸⁾ 以上、渡辺前掲論文、32~33頁。井口和起「開館四十五年を迎えた京都府立総合資料館」前掲『アーカイブズ』36、43頁。明治元年~昭和20年に作成された永年保存文書は、64年6月、66年9月、68年3月の3度に分けて移動した(渡辺前掲論文33頁)。

³⁹⁾ 山口県での非現用文書(萩藩政文書)の山口図書館(1903年設立)への最初の移管は1907年と早いが、その後の図書館職員による継続的な収集活動や、1937年からの県史編纂事業、戦後の『県文化史』編纂(1951年刊)、『県政史』編纂(1966~70年)などもまた、行政文書移管の契機となっている(山崎前掲論文、59~61頁)。長野県でもすでに戦前の「県誌資料蒐集」事業(1919年~)、県史編纂(1929年~)で関連資料の収集が進んだ。行政文書は敗戦時大量に廃棄されたが、残存分は60年代初めの県庁舎改築に関連して県立図書館に移動され、その後も自治体史編纂に活用された(児玉前掲「長野県行政文書の県宝指定」、37~39頁)。奈良県でも、1963(昭和38)年の県庁舎建替の際に廃棄予定文書の一部を移管したのが契機となった(大宮前掲論文、40頁)。群馬県行政文書は、県史編纂(1974年~)の基本資料として利用された後、1978年に県立図書館、82年には新設された文書館に移管された(中村みき「群馬県行政文書の県重要文化財の指定」前掲『アーカイブズ』36)。

⁴⁰⁾ 渡辺前掲論文、33頁。1972(昭和47)年の「京都府文書編纂保存規程」の改定で永年保存文書の 移管と有期限保存文書の引渡が規定され、これを受けて資料館でも行政文書課を設置、学術研究 に目的を限定した一般への閲覧提供を開始した(同前)。この時それまでの図書館・博物館として の機能に加えて、公文書館としての機能が付加されたのであるが、その後1980年代末の京都文化 博物館の設置および90年代末の府立図書館への蔵書の半分以上の移管で、博物館・図書館の機能 は縮小し、「京都に関する専門資料館」となった(井口前掲論文をもとに)。その後、総合資料館

渡されている410。戦前のみならず戦後の地方行政文書の歴史的価値も高まるばかりである。

5. おわりに一提示しうる史料学的方法論

以上、各府県の事例の比較から、文書管理上の経験の共通性と差異、そしてそれが各府県の 行政文書の現状の構成にどのような影響を与えたのかも、ある程度示唆されたのではないだろ うか。最後に、京都府行政文書についての具体的特徴から離れ、ここまでの分析をメタ的に整 理すれば、次のような、近代行政文書群の史料学的把握の方法を提示することができる。すな わち、文書群を対象とした史料学的分析を行う場合、まず文書群の構成を個別文書群別、年代別、 作成課別など複数の視角から把握したのち、その特徴を他の文書群の構成との比較からつかみ、 そうした構成上の諸特徴の背景を、文書群の伝来の特徴から探るという段階を踏むことが、そ の方法の1つとして有効といえるのではないか。いい換えれば、文書群の構成情報と、伝来の 歴史的経緯の情報、文書群間の構成・伝来の比較から得られる情報、それらを組み合わせるこ とが重要であり、そうすることではじめて文書群に対する十分な理解が可能になるのだろう。

文化財としての近代行政文書は、多様な作成主体による多様かつ多量の記録資料・媒体の複雑な組合せが一括で扱われ、多くの人々の閲覧に供されることが前提とされるなどの特徴から、保存・活用に関して従来の文化財とは異なる発想・方法・制度が要請されるが⁴²⁾、その内容的特徴の史料学的な把握もまた、近代行政文書に特徴的な、諸構成、作成組織、伝来、物質的組成、それに他所文書の諸情報などを考慮に入れながらなされるべきである。そこで得られた史料に対する知見を踏まえれば、歴史学研究の成果も深みを増すだろう。

の機能は、現在の歴彩館(2017年開館)に移転した。

⁴¹⁾ 小森治夫「京都府における行政文書の引継移管と評価選別」『資料館紀要』23、1995年、4~5頁・8~9頁。府の部局ごとに選別担当者を決めた1991(平成3)年からは有期限文書の保存率を上げたというが、それでも毎年1割である(10~11頁)。小森は、主務課の判断で有期限文書が期限前に廃棄可能なこと、文書主管課に引継されない文書が存在し、その場合文書主管課も廃棄の実態を把握できないこと、書庫が狭く文書主管課が主務課に引継を積極的に求められないこと、など規程上にとどまらない構造的な問題点を挙げる。

⁴²⁾ 小林前掲「はじめに」前掲科研報告書、福島幸宏「京都府行政文書の重要文化財指定と課題」(前掲『アーカイブズ』36、18頁) を参照。

表 京都府庁文書の所管・事務別の構成比(単位:9	表	京都府庁文書の所管	・事務別の構成比	(単位:%	(۵
--------------------------	---	-----------	----------	-------	----

	明治期	大正期	昭和期	全体
知事官房(秘書・文書ほか)	29	10	9	14
総務(庶務・人事・統計・会計ほか)	18	13	18	17
経済(農林水産・商工・殖産・規画ほか)	1	5	12	8
学務(学務・社寺・兵事・社会・衛生ほか)	14	32	19	22
土木(監理・道路・河港・都市計画ほか)	23	39	40	35
その他	15	1	2	4
	100	100	100	100

註)渡辺佳子「京都府行政文書の構成と保存管理の変遷」38頁より。府の組織編制や組織名は変化しているので、第2次 大戦直前の組織編制を基準に渡辺が他の時期の文書を分類。

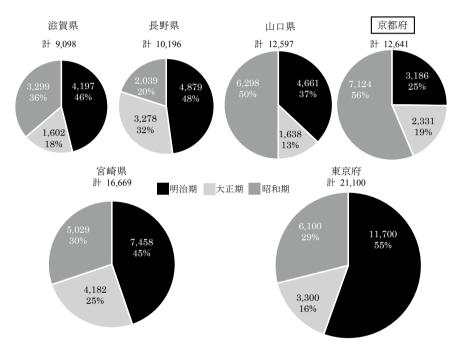


図 各府県歴史的行政文書の時代別構成比

註)数字は簿冊数。飯塚一幸「京都府庁文書の来歴をめぐって」14頁、山崎一郎「重要文化財『山口県行政文書』の概要とその形成過程」54頁、児玉卓文「長野県行政文書の県宝指定」37頁、畑中佳子「東京府及び東京市関連行政文書の都指定有形文化財の指定」29頁より作成。京都府は重文の永年保存文書、山口県は重文の県庁文書に限り、長野県は県宝指定分(うち県報を除く)。東京は概数、東京と長野は2009年当時、その他府県は08当時のもの。「明治期」には少量の近世後・末期の文書を含む。「昭和期」は、東京は都が設置される18年まで、その他府県は21年度まで。